

奈良県告示第二百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年十月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

天理市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業天理市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和四十三年九月二十日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

平成三十年三月奈良県告示第五百六十一号のとおり

(二) 使用の部分

昭和四十九年四月奈良県告示第七十九号、昭和五十一年一月奈良県告示第五百三十号、昭和五十一年三月奈良県告示第六百八十三号、昭和五十四年十月奈良県告示第四百三号、昭和五十七年一月奈良県告示第六百五十二号、昭和五十八年八月奈良県告示第三百三号、昭和六十三年八月奈良県告示第二百九十七号、平成二年四月奈良県告示第四十三号、平成五年十二月奈良県告示第四百八十九号、平成九年三月奈良県告示第五百五十八号、平成十二年八月奈良県告示第二百九号、平成十四年七月奈良県告示第九十五号、平成十九年十一月奈良県告示第三百号、平成二十三年三月奈良県告示第四百十七号及び平成三十年三月奈良県告示第五百六十一号の事業地のうち、天理市庵治町、永原町、九条町、福知堂町、園原町、遠田町、乙木町、海知町、岸田町、喜殿町、吉田町、合場町、西井戸堂町、東井戸堂町、佐保庄町、三昧田町、小田中町、新泉町、森本町、杉本町、萱生町、成願寺町、蔵之庄町、滝本町、竹之内町、富堂町、中山町、中之庄町、櫛本町、長柄町、南六条町、二階堂南菅田町、二階堂北菅田町、備前町、平等坊町、柳本町、和爾町、檜垣町及び杣之内

町地内において事業地を変更する。